

# 特定非営利活動法人日本臨床美術協会 定 款

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人日本臨床美術協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 1 番 OCC ビルに置く。

## 第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条 この法人は、臨床美術士の育成と社会的地位の確立を目指すとともに、臨床美術の専門知識と高度な技術の向上と普及を支援し、高齢者に対する認知症予防および改善のための事業、子どもの豊かな感性を育むための事業および介護実務者などを対象とした研修事業を行うことにより健康で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (3) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ①臨床美術の知識と技術に係る調査、研究および研究支援事業
  - ②臨床美術の知識と技術に係る正しい情報提供および情報交換事業
  - ③臨床美術の知識と技術に係る国際交流事業
  - ④臨床美術の知識と技術を必要とする団体および個人への講師派遣事業
  - ⑤臨床美術士の育成支援と研修事業
  - ⑥臨床美術士の資格認定事業およびその更新事業
  - ⑦臨床美術関連用品の開発事業

⑧臨床美術を取り入れた介護予防および介護サービスに関する事業

(2) その他の事業

①臨床美術関連用品の販売事業

②臨床美術によるアートワーク・ソフトの販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同条第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同条第1項に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、一般会員および資格認定会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 一般会員

この法人の目的に賛同して入会している個人

(2) 資格認定会員

この法人の目的に賛同し、この法人が定める試験に合格して入会している個人

(3) 個人賛助会員

この法人の目的に賛同し、活動を賛助するために入会している個人

(4) 団体賛助会員

この法人の目的に賛同し、活動を賛助するために入会している企業、団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める申し込み書に記入の上、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 理事長は前項のものの入会を認めないときには、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなくてはならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金および会費を納めなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡、または会員である団体が消滅したとき。

- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 必要な資格の更新手続きを行わず、資格更新満了期日を経過したとき。
- (5) 除名されたとき。

(休会および退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める休会届を理事長に提出して、2年間まで休会することができる。

※ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

- 2 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
- 3 退会者、会員資格を喪失した者および休会している者は、臨床美術士を名乗ることができない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の決議により、これを除名することができる。

- (1) この定款および理事会が定める規定・規則または法令に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) この法人に金銭的損害を与えたとき。
- (4) 刑罰法令に触れる行為をしたとき。
- (5) 反社会的勢力と関連があることが判明したとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上30人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、3人以内を副理事長とし、1人以上4人以内を常任理事とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長、副理事長および常任理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 常任理事は、この法人の日常的な事業運営にあたる。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は理事長が免任する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、一般会員および資格認定会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 社員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は第24条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から理事長が指名する。

(定足数)

第 27 条 総会は、社員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各社員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の社員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した社員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号および第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時および場所
  - (2) 社員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事を持って構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した執行に関する事項
- (3) 事業計画および収支予算並びにその変更
- (4) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (5) 役員を選任または解任、職務および報酬
- (6) 事務局の組織および運営
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号および第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれにあたる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。または他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 37 条第 2 項の規定の適用については理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時および場所
  - (2) 理事総数および出席者数および出席者氏名（書面表決者または表決委任者にあつては、その旨を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産および会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産はこれを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産およびその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計およびその他の事業に



関する会計の2種とする。

(事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なくてはならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法25条3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を

得なければならない。

- (1) 主たる事務所および従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

（解散）

第 52 条 この法人は、次にあげる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 社員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なくてはならない。
  - 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 53 条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場および官報に掲示するとともに、会報またはホームページに掲載して行う。

## 第 10 章 雑則

（細則）

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	渡辺 信英
副理事長	宇野 正威
常任理事	戸袋 勝行
常任理事	関根 一夫
理事	大竹 榮
理事	金山 秋男
理事	金子 健二
理事	金子 眞吾
理事	木村 伸
理事	高野 喜久雄
理事	内平 晶子
理事	武者 利光
理事	矢富 直美
理事	西田 清子
監事	島岡 弘

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、法人の成立の日から平成 17 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 一般会員 入会金 1 万円 年会費 1 万 2 千円
  - (2) 資格認定会員 入会金 2 千円 年会費 1 万円
  - (3) 個人賛助会員 入会金 なし 年会費 1 口 3 千円
  - (4) 団体賛助会員 入会金 なし 年会費 1 口 3 万円